

屋外のイベント会場等で火気器具等を使用する催し物を開催する皆様へ！



京都府福知山市の花火大会での火災事故を受け、光地区消防組合火災予防条例の一部を改正しました。イベントを、より安全・安心して開催するため、以下の内容についてご理解・ご協力をお願い致します。

■光地区消防組合火災予防条例の一部が次のとおり変わります。

消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の**多数の人が集合する催し（※1）**において、火気器具を使用する露店等を開設する場合には、**消火器の準備（※2）**が必要となります。



露店等開設時の届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の人が集合する催しにおいて、火気器具を使用する**露店等（※3）**を開設する場合には、予め、消防署へ**露店等の開設届出書（※4）**の提出が必要となります。

（届出様式は、光地区消防組合のホームページからダウンロードできます。）



催しの指定

100店舗を超える露店等が出店し、その周囲で雑踏が発生することにより、火災発生時に被害の拡大が認められる等の催しを**指定催し（※5）**として指定します。その際主催者等は、催しの防火管理を徹底する必要があります。



※改正条例は、平成26年8月1日から義務付けられます。

■屋外において火気器具等を使用する場合の注意事項

火気器具等（※6）は、光地区消防組合火災予防条例で取り扱いに関する基準が定められています。取り扱いを誤ると大変危険ですので、次の点にご注意下さい。（※光地区消防組合火災予防条例より一部抜粋）

1 共通する基準（固体燃料を使用する器具の基準含む。）

- ① 建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な一定の距離以上を保つこと。
- ② 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
- ③ 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
- ④ 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。
- ⑤ 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努め、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- ⑥ 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合は、消火器を準備したうえで使用すること。

2 液体燃料を使用する器具の基準

- ① 燃料漏れがないことを確認のうえ点火し、使用中は器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
- ② 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。

3 気体燃料を使用する器具

器具に接続する金属以外の管は、その器具に応じた適当な長さとする。

4 電気を熱源とする器具

- ① 通電した状態でみだりに放置しないこと。
- ② 安全装置は、みだりに取り外し、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

※印の内容の詳細は裏面をご覧ください。

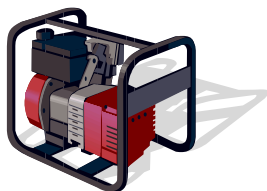
お問合せ：光地区消防組合消防本部予防課（0833-74-5602）・中央消防署（0833-74-5605）
・東消防署（0820-52-3103）・北消防署（0833-91-0001）

光地区消防組合火災予防条例 一部改正の詳細

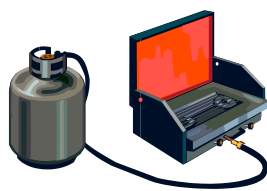


■火気器具等

該当する火気器具等（※6）は次のとおりです。



発電機



ガスコンロ等の調理器具



ストーブ（電気を含む）

■改正条例に関するQ & A

※1 多数の人が集合する催しとは？

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高まる催しをいいます。具体的には、次のいずれかに該当する場合は、露店等の開設届出書が必要です。

- ① ホームページ、ポスター等で広く開催主体以外の者に催しを宣伝し参加を促している。
- ② 花火大会、フリーマーケット等、集客効果が高いイベントを計画している。
- ③ 実行委員会形式で複数の団体が共同して実施する催し等、共催、協賛及び後援する他団体が存在する。
- ④ 地理的条件や客観的な状況から不特定多数の参加が予想されるもの。

ただし、集合する方々が個人的なつながりに留まる場合（近親者によるバーベキューや幼稚園で父母が主催する行事等）や、開催主体が単一の町内会やPTAなどで、参加者が会員（関係者含む）であり、開催目的が会員の福利厚生や親睦等である催しは対象となりません。

※2 どんな消火器が必要？

原則、火気器具を使用する露店等ごとに消火器（住宅用の消火器を除く）が必要です。

※3 露店等とは？

露店、屋台その他これらに類する店を開設し、物品等を販売・提供するものが該当します。

※4 露店等の開設届出書？

露店等を開設する場合、消防署が事前に消火器の設置を把握し火災予防のアドバイスを行うことを目的としています。催しの主催者は、開催日時その他、現場責任者の情報や、露店等や消火器の設置場所が分かる略図を届出書に添付して、お近くの消防署（中央・東・北消防署）へ提出して下さい。

※5 指定催しの指定要件は？

指定催しの指定要件として、100店舗を超える露店等の出店に加え、次のいずれかに該当するものが対象となります。（光地区消防組合の告示で定められています。）

- ① 火災が発生した場合に容易に避難ができないもの。
- ② 初期消火を実施しなければ延焼拡大のおそれ大きいもの。
- ③ 消防隊の進入及び消防活動が困難であるもの。
- ④ その他消防長が火災予防上必要と認めるもの。

※6 火気器具等とは？

火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生するおそれのある器具をいいます。

これらの器具には、気体燃料（LPガス等）、液体燃料（ガソリン、灯油等）、固体燃料（炭、まき等）を使用する「コンロ、グリドル、ストーブ、発電機、たこ焼き器、炭火焼器」などや、電気を熱源とする「電気コンロ、電気ストーブ」などの器具が含まれます。